

State of Hawaii
Department of Labor and Industrial Relations
Unemployment Insurance Division

ETA 83フォーム「週間援助要請書」の記入方法

災害失業支援（DUA）の支給を申請するには、フォームETA 83「Weekly Request for Assistance（週間援助要請書）」に記入する必要があります。追加のフォームが必要な場合、又は請求についてご質問がある場合は、最寄りの請求事務局にお問い合わせください。

支払いが遅れたり、拒否されたりするのを防ぐため、フォームに記入する前に以下の説明をよくお読みください。

請求対象の週。日曜日に始まり、土曜日に終わる7日間のカレンダーの週の日付を入力します。今終わった週の給付金を請求することになります。

申請者の氏名。フルネームを活字体で入力してください。

社会保障番号。社会保障番号を入力してください。

住所。郵送先住所を入力してください。

新住所。前回、請求した時又は給付申請をした時から住所が変わった場合は、この欄にチェックを入れてください。

所在地住所。郵送先住所と異なる場合は、所在地住所を入力してください。

電話番号。電話番号を入力してください。**代替番号。**携帯電話番号又は連絡の取れるその他の番号を入力してください。

A. 申請者の要求。それぞれの質問に「はい」か「いいえ」で答えてください。各質問に答えない場合は、請求の処理が遅れます。

項目1a 「はい」と答えた場合、1日の総労働時間を入力してください。

項目1b その週の総収入を入力してください。

誰かの下で働いている場合は、裏面の7番「請求者のコメントと説明」で、雇用主、働き始めた時期、常勤か非常勤か、現在も働いているかどうかを報告します。まだ給与が支払われていない場合でも、その週に働いた分の総収入を報告してください。

自営業の場合は、働いても働かなくても、その週に受け取った総収入を入力します。

項目#1c 自営業の場合、この欄に入力する必要があります。

項目#2a - f 「はい」の場合は、空欄に各支払額と対象期間を入力してください。

項目#3 - 4 「いいえ」の場合は、裏面の7番「請求者のコメントと説明」で説明してください。

項目#5 「はい」の場合は、裏面の7番「請求者のコメントと説明」で説明してください。

項目#6 「はい」の場合は、裏面7番「請求者のコメントと説明」について電話をした結果を説明してください。「いいえ」の場合は、電話をしなかった理由を7番で説明してください。

項目#7 3、4、5、6番への説明を入力してください。また、追加の週次フォームもこの欄で要求してください。

B. 申請者証明。

証明書をよく読んでください。氏名を署名し、フォームの記入日を入力してください。

C. 州当局による判定。

空欄のままにしてください。このセクションは、DUA給付が減額、拒否、打ち切られた場合に現地事務局が記入します。

申請期限

請求書は、請求された週の終了日から7日以内の消印があるか、事務局に届いていなければなりません。例えば、2023年8月19日に終わる週の請求書を提出する場合、請求書は8月26日までの消印があるか、又は受領していなければなりません。ただし、上記の週に終わる日（8月19日）から7日後であっても、請求が遅れた正当な理由を示せば、請求が受理される場合があります。

提出中断

就職やその他の理由で2週間以上連続して請求しなかった場合は、「Weekly Request for Assistance（週間援助要請書）」を郵送又は提出する前に、最寄りの失業保険事務局に直接出向くか、最寄りの事務局に電話して請求を再開してください。

島か州を離れる場合

他の島や州外に引っ越した場合は、その島や州の最寄りの失業事務局に行き、毎週DUAの請求を行ってください。

不服申立て手続中の申請

この判定に同意できない場合は、再審査を求めるか、不服申立てを行うことができます。不服申立て又は再審査の要請は、書面で行ない、直接出向くか、郵送で提出する必要があります。再審査を要請する場合は、本通知が郵送された日から10暦日以内に要請書を提出する必要があります。不服申立てを行う場合は、本通知が郵送又は発行された日から60暦日以内に提出されなければなりません。本判定書の複写を添えて、これらの事務局のいずれかに直接出向くか、再審査請求書又は不服申立て書を郵送してください。

MAUI CLAIMS OFFICE
54 SOUTH HIGH ST., RM 201
WAILUKU, HI 96793-2198

**EMPLOYMENT SECURITY APPEALS REFEREES’
OFFICE (ESARO)**
830 PUNCHBOWL ST., ROOM 429
HONOLULU, HI 96813

再審査、不服申立て、再審を不服審査部へ要求するか、又は裁判所に上訴を行う場合、失業中であれば、上訴の結果が出るまで「週間援助要請書」を適時に提出し続けなければなりません。請求者にとって有利な判定がなされたにもかかわらず、請求書を提出しなかったり、提出時期が遅れたりした場合、たとえ上訴や裁判に勝訴したとしても、請求書の提出時期が遅れたことを理由に給付が拒否される可能性があります。

請求の提出郵送ではなく直接手渡しを希望される場合は、封筒に入れずに事務局備え付けの「DROP BOX (ドロップ・ボックス)」に投函してください。そうでない場合、請求書を郵送する場合は、正しい料金の第一種郵便切手を封筒に貼ってなければなりません。郵便料金が不足の郵便物は受け付けません。

郵送先：

MAUI CLAIMS OFFICE
54 SOUTH HIGH ST., RM 201
WAILUKU, HI 96793-2198